

法務省民二第226号  
平成30年5月31日

法務局長 殿  
（東京及び仙台，仙台は参考送付）  
地方法務局長 殿  
（東京法務局管内及び福島）

法務省民事局民事第二課長  
（ 公 印 省 略 ）

組織体制の変更に伴う登記申請業務の下部委譲について（通知）  
標記の件について，別紙甲号のとおり東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役から民事局長宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨を貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

平成 30 年 5 月 17 日

法務省民事局

局長 [REDACTED] 殿

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役 [REDACTED]

組織体制の変更に伴う登記申請業務の下部委譲について（照会）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、旧東京電力株式会社における、電力供給設備の用に供するための用地買収、送電線下地役権の設定並びに表題登記等に関する登記申請業務につきましては、同社代表執行役から出先機関の長に対する委任事項に関して、昭和 48 年 5 月 18 日付法務省民三第 3799 号、昭和 50 年 9 月 13 日付法務省民三第 5271 号、昭和 53 年 6 月 29 日付法務省民三第 3523 号、平成 17 年 5 月 18 日付法務省民二第 1209 号、平成 25 年 8 月 16 日付法務省民二第 362 号、平成 27 年 6 月 8 日付法務省民二第 302 号及び平成 28 年 5 月 11 日付別紙乙号にてご教示を賜り厚く御礼申し上げます。

また、これに基づき、東京法務局同局管内各地方法務局及び福島地方法務局等の各登記所に登記の申請を行うことにより、登記申請業務の合理化、迅速化が大いにはかかれてきました。

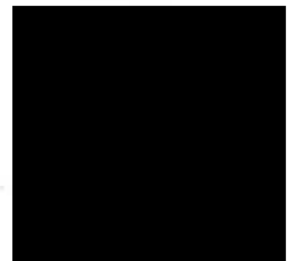
弊社は、このたび、平成 30 年 7 月 1 日に組織体制の見直しを行い、土地の権利取得等の業務を担当する一部組織の責任者を変更し、同責任者（本社用地部用地担当）には社内規定に基づき業務の権限を委譲することとなりました。

つきましては、従来の出先機関の長の取扱いと同様に、同責任者（本社用地部用地担当）についても、別紙委任状を使用して、同委任状に記載のある業務の下部委譲を行いたいと考えておりますので、ご多忙中恐縮ではございますが、この可否についてご回答を賜りたく、再びご照会申し上げます。

なお、同組織体制の見直し後においても、従来の出先機関の長による取扱いについては継続します。

おって、差し支えない場合は、東京法務局及び同局管内各地方法務局、仙台法務局管内の福島地方法務局の登記官に周知方お取りはからい下さるようお願い申し上げます。

敬白



# 委任状

東京電力パワーグリッド株式会社

(用地部●●用地担当) ○○ ○○

私は上記の者を代理人と定め、次の事項に関する一切の権限を委任します。

- 一、東京電力パワーグリッド株式会社を登記権利者とする土地について、所有権移転の登記及び所有権に関する仮登記の申請並びに東京電力パワーグリッド株式会社を買主とする土地売買契約の締結
- 一、東京電力パワーグリッド株式会社所有の土地について、分筆、合筆及び更正、変更の登記の申請
- 一、東京電力パワーグリッド株式会社を登記権利者とする地役権設定、変更、更正及び地上権設定、更正の登記申請並びに地役権設定、変更契約及び地上権設定契約の締結
- 一、東京電力パワーグリッド株式会社を地役権者とする不動産登記令別表の八の項添付情報欄口及び同令別表の九の項添付情報欄に基づく地役権設定の範囲を証する情報の作成
- 一、東京電力パワーグリッド株式会社が所有する建物について、表題登記、表題部の更正、表題部の変更、保存及び滅失の登記の申請
- 一、東京電力パワーグリッド株式会社が所有する土地、建物及び権利を有する土地、建物について、登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記の申請
- 一、東京電力パワーグリッド株式会社を地役権者とする地役権が設定されている土地の所有権を東京電力パワーグリッド株式会社が取得した場合における権利の混同を原因とする当該地役権の登記の抹消の申請及び当該地役権が権利の混同により消滅したことの証明
- 一、上記の登記申請の取下げ及びその場合の申請書添付書類の原本還付請求とその受領並びに登録免許税の現金還付証明書交付請求又は未使用証明の請求とその受領
- 一、上記の登記の登記識別情報及び登記完了証の受領並びに委任状及び資格証明書の原本還付請求及びその受領
- 一、不動産登記規則第64条第1項第1号に定める登記識別情報の通知を希望しない旨の申出
- 一、上記の登記の電子申請における登記識別情報の暗号化及び復号に関する一切の権限
- 一、上記の登記申請についての復代理人の選任

平成 年 月 日

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役

法務省民二第227号  
平成30年5月31日

東京電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

組織体制の変更に伴う登記申請業務の下部委譲について（回答）  
本年5月17日付けをもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。  
なお、この旨を東京法務局、同局管内地方法務局及び福島地方法務局に通知しましたので、申し添えます。